

事業計画（岩手県宮古市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	17地区海岸
被災した地区海岸数	15地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	2地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	15地区海岸

② 堤防高

9月26日及び10月20日に堤防高を公表※。

岩泉海岸：T.P. 14.7m（対象津波：昭和三陸地震）

田老海岸：T.P. 14.7m（対象津波：昭和三陸地震）

宮古湾：T.P. 10.4m（対象津波：明治三陸地震）

重茂海岸：T.P. 14.1m（対象津波：明治三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定※を目指す。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(宮古市)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
大沢	122	堤防、排水樋門、陸閘	13.70	14.70	—	H23.12	調整中	調整中	調整中	・調整中
田老漁港	1,007	防潮堤	10.00	14.70	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
音部漁港	229	防潮堤	10.00	14.10	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
宿漁港	200	防潮堤	11.00	14.70	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
津軽石 漁港	592	防潮堤	8.50	10.40	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
白浜 (宮古)漁港	215	防潮堤	8.00	10.40	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
摂待	195	防潮堤、水門	13.70	14.70	—	H23.12	調整中	調整中	調整中	・調整中
田老	1,345	防潮堤	10.00	10.00	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・調整中
神林地先	675	防潮堤、水門	8.50	10.40	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・調整中
高浜	1,025	防潮堤、陸閘	8.50	10.40	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・調整中
金浜	1,230	防潮堤、水門	8.50	10.40	完了	H23.11	調整中	調整中	調整中	・応急復旧
赤前地先	780	防潮堤、水門	8.50	10.40	—	H23.9	調整中	調整中	調整中	・調整中
里	280	防潮堤、水門	10.00	14.10	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・調整中
宮古港 藤原	1,109	堤防、その他(陸閘)	8.50	10.40	完了	H23.11	調整中	調整中	調整中	・応急復旧
宮古港 高浜	368	堤防、その他(陸閘)	8.50	10.40	—	H23.11	調整中	調整中	調整中	・調整中

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

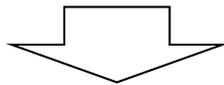
※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

岩手県沿岸の地域海岸分割図

《岩手県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 同一の湾で区分
- 2) 湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- 3) 海岸線の向きが一様な区間で区分



岩手県沿岸を24の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系津軽石川水系など※¹、4水系5河川13箇所※²での災害復旧事業を予定。
そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い5箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

- ② 全13箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定。
設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
また、今後津波の遡上が想定される区間の水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

- ③ 破堤等の被害が生じていることから、警戒体制を強化。

- ④ 成果目標 平成23年度
○ 県管理区間（災害復旧事業）
全13箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約80haの農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地の復旧状況

平成23年度当初までに除塩を行い、営農が可能となった農地は2ha

③ 今後の対応

- ・ 現在、岩手県と宮古市は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。
- ・ 国としても、県・市と共に、地元の意向や復興計画等を踏まえた農地・農業用施設の復旧に向けて適切に対応。

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 摂待地区
- ② 海岸防災林の林帯 2.46 h a が被災。
- ③ 今年中に、林帯地盤の復旧に着手する予定。
- ④ 林帯地盤の復旧は概ね 2 年で完了見込み。樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね 2 年で完了させ、全体の復旧を概ね 4 年で行うことを目指す。

(保全対象：小摂待地区集落、農地等)

- ① 箇所名： 田老地区
- ② 海岸防災林の林帯 3.99 h a が被災。
- ③ 今年中に、宮古市復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。

(保全対象：国道 45 号線、三陸鉄道北リアス線、農地等)

5. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<宮古市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請しまたは申請予定の3校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる1校については、平成23年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波により被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる鶉磯小学校と千鷲小学校の2校については、24年3月までに間借り先の重茂小学校敷地内に仮設職員室を設置して手狭な学習環境を改善し、24年3月までに策定する当市の復興計画（推進計画）を踏まえ、速やかに本格復旧に着手する。

<県立学校>

宮古市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請しまたは申請予定の3校について、甚大な被害を受けたことから、1校は、平成23年度内の事業着手、平成23年度内の復旧完了を目標とし、1校は、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とし、残り1校は平成23年度内の事業着手、平成25年度内の復旧完了を目標とする。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している2園について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる2園については、平成23年度内の事業着手及び復旧完了を目標とする。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<宮古市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の9施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる1施設については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波により被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる鍬ヶ崎公民館、津軽石公民館、田老公民館の3施設については、24年3月までに当市の復興計画（推進計画）を策定、24年9月までに復旧場所の確定、26年3月まで

に復旧完了を目標とする。

- 津波により甚大な被害を受け、移転を含めた総合的な検討が必要となる宮古運動公園野球場、同陸上競技場、同テニスコート、田老野球場の4施設については、24年3月までに当市の復興計画（推進計画）を策定、25年3月までに復旧計画を策定、29年3月までに復旧完了を目標とする。
- 津波により甚大な被害を受けた宮古市民文化会館については、23年度内に館内設備劣化防止事業に着手、24年度に実施設計、25年度に本格復旧工事に着手、26年度に一般供用開始を目標とする。

6. 土砂災害対策

- ①本年8月末までに、市内約190箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ②最大震度5強を観測した宮古市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

7. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 715 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 7 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 9 月までに完了した。なお、11 月 8 日現在、全ての災害廃棄物の 90%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までを目途に完了させる。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、大規模な建物が含まれており、解体設計に時間を要するため、平成 24 年 9 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(岩手県宮古市)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● ●										
	<p>計画堤防高さの公表 (9/26、10/20 岩手県公表)</p> <p>応急対策 → 施工準備 (堤防設計等) → 本復旧 (逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)</p>												
2. 河川対策 (県管理河川)													
	<p>応急対策 → 施工準備 (堤防設計等) → 本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)</p> <p>(※)警戒体制を強化 ← 出水期 → ← 出水期 → ← 出水期 →</p>												
3. 農地・農業用施設													
農業用施設	<p>がれきの撤去 → 本復旧 (市町村策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)</p>												
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地	<p>畦畔復旧、除塩 → 営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)</p>												
上記以外の農地	<p>がれきの撤去 → 土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等を進め、復旧次第、営農再開(地域の意向により、区画整理を実施)</p>												
<p>(注)現在、岩手県と市は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。</p>													

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 海岸防災林													
(摂待地区)	防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 (概ね2年で完了)				→ 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね4年で完了)								
(田老地区)	今年中に再生方針を決定				海岸防災林の再生に向けた事業を実施								
5. 学校施設等													
<市立学校>													
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	施設の本格復旧												
甚大な被害を受けた学校の復旧	応急仮設職員室の建設				施設の本格復旧								
※ 津波により被害を受けた鵜磯小学校、千鷲小学校は、復興計画(24年3月策定予定)を踏まえて復旧													

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
<市立社会教育施設>														
公立社会教育施設 (社会体育施設・公立文化施設を含む)	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
		※ 津波により被害を受けた鯉ヶ崎公民館、津軽石公民館、田老公民館は24年9月までに復旧場所を確定し、25年3月までに復旧 ※ 津波により被害を受けた宮古運動公園野球場、同陸上競技場、同テニスコート、田老野球場は25年3月までに復旧計画を策定し、29年3月までに復旧 ※ 津波により被害を受けた宮古市民文化会館は、26年度の一般供用開始を目標に復旧												
6. 土砂災害対策		土砂災害危険箇所の点検等												
		(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
7. 災害廃棄物の処理														